

## 国民の安全と防衛のためのシェルター設置の推進を求める意見書

今年2月24日に始まったウクライナへのロシアの軍事侵攻は、3か月を経てもなお収束の見通しも立っていない。しかしロシアは、ウクライナの無辜の民間人の殺害を行っており、重大な国際法違反を繰り返している。この凄惨な行為に対し、わが国の岸田首相はG7などの関係国と共に様々な制裁措置を行い、断固とした抗議の姿勢を表明している。また国際社会は、プーチンへの抗議と冷静な対話を求めているところである。しかしながらロシアは、駆逐艦などを民間の船舶と共に対馬海峡を通過し、日本海を航行するなど、過去にはほとんど例のない行為が散見されている。

この間、わが国では憲法改正や地对空ミサイルや中弾道ミサイル等の軍備の増強が声高に言われているが、その論議とは別に、多くの国民は、日本にもロシアが侵攻してくるのではないかと不安が増しているところである。

第二次世界大戦終了後、人類は二度と戦争を起こさないと国連憲章に誓った。以来戦後77年を迎えて、白昼堂々展開されるロシアの軍事侵攻は、だれも予測できない事であった。このような事態に直面している今、わが国はまず国民自身が自らの生命を自らが守るという意識を持つことが重要であり、誰かが自分を守ってくれるという意識では、自らも国家も守ることは困難であると考えます。

またもっと具体的に国民の生命を守るためにも、シェルターの設置を推進するべきであると考えます。

2021年4月の時点で国民保護法に基づく全国の「緊急一時避難施設」は5万1,994箇所あり、そのうちミサイルの攻撃から身を守るために有効とされる地下施設はわずか1,278箇所しか指定されていない。着弾に備える「核シェルター」の世界の普及率をみると、永世中立国のスイス、イスラエルは100%、ノルウェーは98%、アメリカは82%、ロシアは78%であるのに対し日本は0.02%に過ぎない。現在ウクライナでも、新しいシェルターの増設が急がれている。シェルターの設置については、シェルターの必置義務を定めた法を立法し、シェルター設置にかかる費用は国が負担してでも、しっかりと設置を推進し、そのことによって国民の防衛意識の啓発向上を図ることが必要であると考えます。わが国は戦後原子力発電所が52基も設置されている中で、原発への攻撃を受けることも想定した上でやはり「核シェルター」が必要である。シェルターの設置推進について早急に対処されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

堺市議会

内閣総理大臣	}	各宛
総務大臣		
防衛大臣		
内閣官房長官		